

報告第5号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年4月20日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和元年8月2日午後4時30分ごろ、渋川市石原2608番2地先市道1-3731号線において、建設部都市計画課の職員が運転する公用車（群馬580め9239）が北に向かって走行中、同市道の西側に面した駐車場に駐車するため後退しようとしていた

氏が運転する普通乗用車（
所有者

氏）に気づき、減速して直進したところ、当該車両が後退を続けたため、双方の車両が接触し、破損したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月23日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙

(1) 甲は乙に対し、車両修理費436,871円のうち87,374円を支払う。

(2) 乙は甲に対し、車両修理費159,423円のうち127,538円を支払う。

(3) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

87,374円